

令和7年度全国高等学校総合体育大会
松江市実行委員会協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」の松江市で開催される男子バレーボール競技大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業及び団体等（以下「企業等」という。）から、令和7年度全国高等学校総合体育大会松江市実行委員会（以下「松江市実行委員会」という。）に協賛の申し出があった際の取扱いについて、本要領で定めるものとする。

(協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 資金の提供による協賛
- (2) 物品の提供又は貸与による協賛
- (3) 役務等の提供による協賛
- (4) その他松江市実行委員会が認めるもの

(活用)

第3条 提供された資金（以下「協賛金」という。）については、申し出のあった大会の事業費に充てるものとし、提供又は貸与された物品（以下「協賛物品」という。）及び提供された役務等（以下「協賛事業」という。）については、それぞれ申し出のあった大会の運営及び広報活動等の諸物品に活用するものとする。

(募集)

第4条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

- 2 協賛の募集期間については、令和7年4月11日から令和7年6月20日までとする。
なお、プログラムに掲載を希望しない場合はこの限りではない。

(申込み)

第5条 企業等による協賛申し出時の申込手順は、次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは、松江市実行委員会協賛申込書（様式第1号）により行う。
 - (2) 松江市実行委員会は、前号の松江市実行委員会協賛申込書を受領したときは、次項の規定等により速やかに協賛及び広告掲載の可否を決定し、松江市実行委員会協賛受諾決定通知書（様式第2号）又は松江市実行委員会協賛不承諾決定通知書（様式第3号）により当該申込みを行った企業等に通知する。
- 2 松江市実行委員会は、当該申込みを行った企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みを受諾しないものとする。
- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
 - (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動等の反社会的な活動を過去に行った又は行うお

それがあると認められる企業等の場合

- (3) 協賛を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はそのおそれがあると認められる企業等の場合
- (4) 協賛の内容が、法令又は公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 協賛の内容が、大会の品位を傷つける又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) その他松江市実行委員会が不適当と認める企業等の場合

(特典)

- 第6条 松江市実行委員会は、協賛を実施した企業等に、別表の協賛特典の協賛金額又は協賛相当額に応じて、申し出のあった大会のプログラムに広告掲載する特典及び松江市実行委員会が認めるその他の特典を与えることができる。
- 2 松江市実行委員会が特に必要と認める場合は、別表の協賛金額又は協賛相当額によらず特典を与えることができる。
 - 3 広告を掲載する位置、枠数等については、松江市実行委員会が別に定める。

(納入)

- 第7条 第5条第1項の規定による松江市実行委員会協賛受諾決定通知書を受けた企業等（以下「協賛企業等」という。）は、松江市実行委員会が指定する期日までに協賛金、協賛物品又は協賛事業を一括納入しなければならない。ただし、特別な理由があると松江市実行委員会が認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、協賛金は原則振込払いとし、振込手数料は協賛者が負担するものとする。
 - 3 松江市実行委員会が協賛金を受け入れたときは、松江市実行委員会協賛金受領証明書（様式第4号）を、協賛物品及び協賛事業を受け入れたときは、松江市実行委員会協賛物品等受領証明書（様式第5号）を企業等に発行する。

(広告掲載)

- 第8条 協賛企業等は、松江市実行委員会協賛受諾決定通知書に記載された掲載競技の大会のプログラムに広告の掲載を希望する場合は、松江市実行委員会が指定する期日までに、当該大会のプログラムに掲載する広告（以下「広告」という。）の原稿を提出しなければならない。
- 2 協賛企業等は広告の掲載に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告の内容等に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) 広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、協賛企業等の責任及び負担により解決すること。
 - (5) 広告の内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守すること。
 - 3 松江市実行委員会は、協賛企業等から原稿の提出があったとき、広告の内容等を審査し、

広告としての掲載の可否を決定するものとする。

- 4 松江市実行委員会は、協賛受諾決定後の事情変更等により広告の内容等が第2項、第5条第2項に抵触し又はそのおそれがあると認められる場合、協賛企業等に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

(協賛の内容変更)

第9条 協賛企業等が自己の都合により協賛内容の変更を希望する場合は、松江市実行委員会が定める日までに、松江市実行委員会協賛変更申請書（様式第6号）を松江市実行委員会に提出しなければならない。

- 2 松江市実行委員会は、前項の松江市実行委員会協賛変更申請書を受領したときは、速やかに協賛変更の可否を決定し、松江市実行委員会協賛変更に係る通知書（様式第7号）により、当該協賛企業等に通知するものとする。

(協賛の取下げ)

第10条 協賛企業等が自己の都合により協賛の取下げを希望する場合は、松江市実行委員会が定める日までに、松江市実行委員会協賛取下げ申請書（様式第8号）を松江市実行委員会に提出しなければならない。

- 2 松江市実行委員会は、前項の松江市実行委員会協賛取下げ申請書を受領したときは、速やかに協賛取下げの可否を決定し、松江市実行委員会協賛取下げに係る通知書（様式第9号）により、当該協賛企業等に通知するものとする。
- 3 松江市実行委員会は、前項により協賛の取下げを承諾した場合、当該協賛企業等に対する特典の提供を停止する。ただし、この場合にあっても、松江市実行委員会は、当該協賛企業等から既に納入された協賛金、協賛物品及び協賛事業は返還しないものとする。

(協賛決定の取消し)

第11条 松江市実行委員会は、協賛企業等が次のいずれかに該当する場合は、第5条第1項に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 松江市実行委員会が指定する期限までに、協賛金又は協賛物品の納入、協賛事業を実施しなかったとき。
 - (2) 松江市実行委員会が指定する期限までに、プログラム広告の原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 松江市実行委員会による協賛受諾後に、第5条第2項の各号のいずれかに該当することが判ったとき。
 - (4) 第8条第4項に規定する掲載内容の変更の求めに応じないとき。
- 2 松江市実行委員会は、前項の規定による取消しを行ったときは、松江市実行委員会協賛取消通知書（様式第10号）により、当該協賛企業等に通知するものとする。
 - 3 松江市実行委員会は、第1項の規定により協賛の取消しを行った場合、当該協賛企業等に対する特典の提供を停止する。ただし、この場合にあっても、松江市実行委員会は、当該協賛企業等から既に納入された協賛金、協賛物品及び協賛事業は返還しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、松江市実行委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、松江市実行委員会が解散する日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

協賛特典

対象	協賛金額 (協賛相当額／税込)	印刷色	プログラム（A4判）の 広告サイズ
男子バレーボール	10万円以上	カラー	1ページ
	5万円以上		1／2ページ
	2万円以上		1／4ページ
	4万円以上	モノクロ	1ページ
	2万円以上		1／2ページ
	1万円以上		1／4ページ

※物品の提供又は貸与による協賛、役務等の提供による協賛については、販売価格、貸与価格、役務等の事業費等を参考に協賛相当額を積算する。なお、積算が困難である協賛については、別途協議するものとする。

参考（松江市実行委員会がセールスしたローカル協賛に係る広告ステートメント表現）

1 大会を包括的にサポートしているという表現は認められず、次のような開催競技に特化した表現のみ可とします。

- ① 「◎◎（企業名等）は、開け未来の扉 中国総体 2025 男子バレーボール競技を応援しています。」
- ② 「◎◎（企業名等）は、開け未来の扉 中国総体 2025 男子バレーボール競技のローカルスポンサーです。」

2 次の表現も可能ですが、高体連マークほか各種ロゴマーク（シンボルマーク）の使用に当たっては、事前に使用申請をし、承認を受けていなければならない場合があります。

- ③ 「大会ロゴマーク（シンボルマーク）等＋男子バレーボール競技大会の御出場、おめでとうございます。」

3 NG例

- ④ 「◎◎（企業名等）は、インターハイ 2025 に出場する高校生の皆さんを応援しています。」
- ⑤ 「選手の皆さんのご健闘を祈念いたします。」
- ⑥ 「出場選手皆さんのご活躍をお祈りします。」

※競技者の氏名や写真などを広告に使用することはできません。

4 その他に使用したい表現がある場合は、松江市実行委員会から大会共催者（読売新聞社など）への協議が必要となりますので、同実行委員会事務局まで御連絡ください。